

子ども医療費の助成を18歳まで引き上げ



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

子ども医療費の自己負担分を全額助成しています

町では、子育て支援の一環として、子どもの医療費の助成を行っています。子ども医療費助成は、子どもの養育者に対して、その医療費の自己負担分（保険適用分）を全額助成するもので、子どもの健全な育成と子育て世帯の負担軽減を目的とした制度です。

町では、子育て世帯への支援拡充のために、現在、15歳までとしている助成対象年齢を令和4年4月以降の診療分から18歳までに引き上げます。

令和4年度以降の対象者

本町に住所を有する0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども

受給資格者

対象となる子どもを養育し、かつ生計を同じくする人（保護者）

助成対象とならないもの

- ・ 保険診療外の医療費（健康保険の適用範囲外の場合）
- ・ 高額療養費および家族療養附加金、学校災害共済給付金に該当する場合
- ・ 公費負担金の場合

医療費の助成を受けるには

子ども医療費の助成を受けるためには、町が発行する「子ども医療費受給者証」が必要です。町住民生活課窓口で申請してください。なお、平成18年4月2日以降に生れた対象者には、受給者証を3月下旬から順次郵送します。

申請に必要なもの

- ・ 子どもの名前が記載されている被保険者証
- ・ 印かん

- ・ 受給資格者（保護者）の預金通帳
- ▼ 次の場合は早めの届出を

氏名、住所、加入している健康保険や振込み口座などに変更が生じたときや受給資格を失ったとき（転出時など）、また、診療が第三者行為によるときは、速やかに町住民生活課までご連絡ください。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106)

マイナンバーカードの交付申請手続きをサポート

マイナンバー（個人番号）とは、日本に住民票を有するすべての方（外国人も含む）が持つ12桁の番号で、社会保障や税などの分野で活用されています。マイナンバーカードは、顔写真が掲載される公的証明書であり、本人確認の際の身分証明書としても活用できます。また、健康保険証としての利用も始まっており、町内の医療機関でも活用が進んでいます。

1月31日現在の本町での普及率は約40%（県全体では約41%）となっています。町では、マイナンバーカードのさらなる普及促進のため、平日の日に受け取りや申請が難しい人を対象に、臨時の休日・夜間窓口を開設しています。

職員が無料で顔写真を撮影する申請サポートも行います。

窓口の混雑を避けるため、ご利用の場合は事前予約をお願いします。

- ▼ 3月の臨時休日・夜間窓口
 - ・ 3月6日（日）、27日（日）午前9時～午後1時
 - ・ 3月31日（木）午後5時15分～午後7時30分

お受け取りに必要な書類

- 本人確認書類
- 運転免許証（暗証番号も含む）、旅券、身体障害者手帳、在留カードなど顔写真付きの物いずれか1つ（健康保険被保険者証、介護保険証、年金手帳、年金証書、学生証、医療受給者証など顔写真なしの場合は、いずれか2つ）

※運転免許証の暗証番号が分からない場合は、被保険者証などをご準備ください。

- 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書（はがき）
- 印かん（シャチハタ不可）

▼ お申し込み・お問い合わせ先
町住民生活課

☎096-234-1113
(内線104)

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます



このステッカーが目印です！

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104)

国民年金

産前産後期間は国民年金保険料が免除に



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度について

国民年金第1号被保険者が出産の際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」という）の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間と認められた場合は、年金額を計算する際に保険料を納めた期間として扱われます。

なお、多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された人を含みます）。

※平成31年4月分からの国民年金保険料が免除対象となります。

対象となる人

「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の人

申請方法

申請書類は、年金事務所または町住民生活課窓口で配布しています。免除を希望する人は必要事項を記入して提出してください。出産予定日の6カ月前から提出可能です。

申請に必要な書類

▼ 申請前に申請する場合

● 母子健康手帳など出産予定日および胎児数が確認できるもの

● 出産後に申請する場合

● 町で出産日などが確認できる人は申請不要です。（被保険者と子が別世帯である場合を除く）

● 死産などにより申請する場合

● 死胎埋火葬許可証や医師などが作成した死産証明書など分娩日および胎児数が確認できるもの

お問い合わせ先

熊本東年金事務所
096・367・8144

国民健康保険

国民健康保険被保険者資格に異動があったときは届け出を

世帯主は、自分の世帯員に国民健康保険の資格異動（転入、転出、社会保険への加入または脱退など）があった場合、14日以内に必ず町へ届け出をしなければなりません。届け出が遅れると、保険給付が制限されることもあり、注意しましょう。

職場の医療保険に加入している人以外は、国民健康保険に入る必要があります。3〜4月は、就職や退職などで異動が多い時期です。忘れずに届け出をしましょう。

※国民健康保険税は、届け出をした日の月からではなく、国民健康保険に加入した日（転入日や社会保険の資格喪失日など）の

月にさかのぼって納める必要があります。

国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日まで

現在、国民健康保険被保険者の皆さんが持ち前の被保険者証の有効期限は、7月31日（日）です（短期証を除きます）。

令和4年度の新しい被保険者証は、有効期限が切れる前に世帯主あてに簡易書留郵便で送付します。

あんま・はり・きゅう治療券の発行について

町では、国民健康保険加入世帯を対象に、町と協定を締結した施術業者ではり治療などを受ける場合、1回の治療に対して1000円の補助が受けられる治療券を発行しています。

令和3年度の「あんま・はり・きゅう治療券」の使用期限は、3月31日（木）です。令和4年度の治療券は4月1日（金）から発行します。国民健康保険被保険者で治療券が必要な人は、町住民生活課窓口で申請してください。

申請に必要なもの

● 国民健康保険被保険者証
● 印かん

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線105)

国民健康保険の資格異動は届け出が必要です



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106)